

株式会社JCBトラベルご旅行条件書

【海外募集型企画旅行】

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、当社が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、募集型企画旅行の募集広告、パンフレット類（以下「募集広告パンフレット」といいます）、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および、当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社は原則としてお電話にて旅行契約のお申し込みを承ります。この場合、お支払い方法はJCBクレジットカード、現金・JCBデビットカード・JCBプリペイドカード等の方法がございます。また、当社はお客様が当社営業所にご来店の上で、お申し込み金を添えて旅行契約をお申し込みいただいた場合、これを承ります。

- JCBクレジットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合
 - 当社は、お電話等にてJCBクレジットカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様は、JCBクレジットカードに関する情報のJCBクレジットカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項（以下「必要事項」といいます）を当社にお申し出いただけます。
 - 旅行契約は、当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。この際、お申し込み金は不要です。ご旅行代金は、第6項(1)の方法でお支払いいただきます。
- 本項(1)以外（現金・JCBデビットカード・JCBプリペイドカード等）の方法で旅行契約のお申し込みをされる場合
 - いずれのお支払い方法の場合も、お申し込み金をお支払いいただきます。お申し込み金は、旅行代金の20%～旅行代金金額までとなります。
 - お電話等による旅行契約のお申し込みをされる場合、本項(1)①または(2)④・⑥の、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードに関する情報以外の必要事項をお申し出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して5日以内にお申し込み金をお支払いいただき、当社がお申し込み金を受領したときに成立いたします。この期間内にお申し込み金の支払いがなされない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
 - 当社営業所にご来店の上でお申し込みをされる場合、旅行契約は当社が予約の承諾を申し込み金を受領したときに成立いたします。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
 - JCBデビットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合、当社はお電話等にてJCBデビットカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様はJCBプリペイドカードに関する情報のJCBプリペイドカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項を当社にお申し出いただけます。
 - 前④の場合、旅行契約は当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。お申し込み金は予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して2営業日以内に、口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日がお申し込み金に関するJCBデビットカーのご利用日となります。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
 - JCBプリペイドカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合、当社はお電話等にてJCBプリペイドカードをお持ちのご本人様から旅行契約のお申し込みを承ります。この際、お客様はJCBプリペイドカードに関する情報のJCBプリペイドカードの会員番号、有効期限およびお申し込み・ご参加される全員の氏名、年齢、住所ならびにご参加ご希望コース名、出発日等のお申し込みに関する必要事項を当社にお申し出いただけます。
 - 前⑥の場合、旅行契約は当社がお電話等で予約の承諾を通知した時点で成立いたします。お申し込み金は予約の承諾のむねを通知した日の翌日から起算して2営業日以内に、チャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日がお申し込み金に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。なお、ご旅行代金は、第6項(2)の方法でお支払いいただきます。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者（本項(1)①または(2)④・⑥の場合はJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードをお持ちのご本人様）から、旅行申し込みがあった場合、当該契約責任者に契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日まで、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 取消料対象期間外にお申し込みをされた場合、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結がただちにできないときは、当社はそのむねを説明して以下の取り扱いをします。
 - お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、お申し込みを承ります。
 - 手配の完了等で当社が旅行契約の承諾が可能となる時点（以下「契約締結可能時点」といいます）が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日より前にお客様にそのむねを通知します。
 - 前②の通知時点のお客様が旅行契約の締結を引き続き希望されるときは、お客様の旅行契約に対する待機可能期限（以下「契約待機可能期限」といいます）を確認し、手配の完了に向けて努力します。
- 取消料対象期間内にお申し込みをされた場合、当時点において、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結がただちにできないときは、当社はそのむねを説明して次の取り扱いをします。
 - お客様が旅行契約の締結を強く希望されるときは、お申し込みを承り、かつ契約待機可能期限を確認した後に、手配の完了に向けて努力をします。
- 本項(7)(8)の場合、手配の完了は保証されたものではありません。
- 本項(7)(8)の場合で、本項(2)のお申し込み方法の場合、当社はお預かり金として、お申し込み金と同一の金額を申し受けます。
- 本項(7)(8)の場合で、同(7)③・(8)①の契約待機可能期限内に契約締結可能時点が到来した場合で、この時点までにお客様から当該申し込みの撤回の連絡がなく、かつ当社が契約締結が可能となったむねをお客様に連絡したときは、この時点で成立します。

- 当社は、申込手続完了の場合、旅行契約成立前（後）における申込撤回（契約解除）等の連絡に係る営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

4. お申し込み条件

- お申し込み時点で未成年の方は、当社が別途定め一定条件に該当する場合を除き保護者の同意書の提出が必要です。75才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行、または特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、性別、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、そのむねを旅行申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をおすすめするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(6)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかるといった費用はお客様の負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 第3項(1)または(2)④・⑥の場合で、お客様のJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードがご利用いただけないとき、またはお客様がJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードにより決済すべき「お支払い対象旅行代金」等に係る債務の額が、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカードのご利用限度額またはJCBプリペイドカードのご利用限度額およびチャージ残高を超えるときには、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 第3項(1)または(2)④・⑥の場合、当社が同項(1)②または(2)⑤・⑦の旅行契約成立の承諾後すみやかに、JCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードをお持ちのご本人様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約内容確認書を郵送・宅配の方法でお送ります。契約書面は募集広告パンフレット・本旅行条件書・契約内容確認書等により構成されます。
- 第3項(2)②または(2)③の場合で、当社が同項(2)②または(2)③の旅行契約成立後すみやかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約内容確認書をお渡します。契約書面は募集広告パンフレット・本旅行条件書・契約内容確認書等により構成されます。
- 本項(1)(2)の契約書面を補完する書面として、当社のお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡ししよう努力しますが、年末年始やゴールデンワーク等の特定時期出発コースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも、旅行開始日の前日までにお渡しします）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しするご支払い方法があります。お渡し方法には、郵送・宅配を含みます。

6. 旅行代金のお支払い

- 第3項(1)の場合ご旅行代金は、ご旅行の出発日が、JCBクレジットカードのご利用日となり、口座振替の方法でお支払いいただきます。この際、JCBクレジットカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。
- 第3項(2)の場合、ご旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に口座振込等の方法でお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合は、口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が旅行代金に関するJCBデビットカードのご利用日となります。この際、JCBデビットカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。また、JCBプリペイドカードを利用して旅行契約のお申し込みをされる場合は、チャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が旅行代金に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。この際、JCBプリペイドカードの提示、所定の売上票へのサインなくして、ご利用いただけます。

7. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に記載のない場合、満12歳以上の方は大人代金、満2歳以上12歳未満の方は子供代金、満2歳未満の方は幼児代金となります。ただし子供代金は、子供代金の設定がある場合に限り適用します。幼児代金は航空座席および客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。子供代金、幼児代金のもいずれも年齢は旅行開始日当日を基準といたします。
- 旅行代金は、各コースごとに表示してあります。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第3項(2)の「お申し込み金」、第3項(10)の「お預かり金」、第15項(1)の「取消料」、第15項(2)の「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告パンフレットにおける「旅行代金」の計算方式は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります】）を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所 / 旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます）
- 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料等）
- 旅行日程に明示した宿泊の料金および税・サービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください）
- 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります）
ただし、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に列示いたします。
 - 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
 - 日本国内および現地の空港施設使用料・諸税等（ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます）。
 - 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
 - クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税金・サービス料。
 - ご希望者のみ参加されるオプションレ・ツアー（別途料金の小旅行）の代金。
 - お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（見学者・食事代・写真代・交通費等）。
 - 旅行日程中の「フリータイム」、「自由行動」、「各自で」、「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用。
 - 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）。
 - 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。

10. 追加代金と割引代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
 - お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - 募集広告パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金

- ③「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等への差額代金
- ④募集広告パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- ⑤募集広告パンフレット等で当社が「ビジネス・ファーストクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
- ⑥国内線特別代金プラン（国際線との乗り継ぎを目的に設定された国内線の代金）
- ⑦その他募集広告パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするむね募集広告パンフレット等に記載した場合の追加代金等）

(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。）

- ①募集広告パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
- ②その他募集広告パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

11. 渡航手続、旅券・査証について

- ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、お客様の依頼により所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- 渡航先の国または地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。募集広告パンフレットまたは別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なるむねを募集広告パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を、第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（すでに航空券を発行している場合、別途再発券に係る費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- 本項(1)において、JCBクレジットカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、ご旅行の出発日をJCBクレジットカードのご利用日として口座振替の方法でお支払いいただきます。
- 本項(1)において、JCBクレジットカード以外の方法で手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日以降の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日から起算して2営業日までに口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が手数料に関するJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用して手数料をお支払いいただく場合は、当社が承諾した日から起算して2営業日までにチャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が手数料に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。

15. 取消料

- 旅行契約が変更され、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には募集広告パンフレットに記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- 第3項(2)において、旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとみなし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

16. 旅行開始前の解除

- お客様の解除権
 - お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。この場合、第3項(1)のJCBクレジットカードをご利用した旅行契約のお客様の取消料は、旅行の出発日がJCBクレジットカードのご利用日となり、口座振替の方法でお支払いいただきます。第3項(2)のJCBクレジットカード以外の方法を利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日以降の当社が指定する期日までに口座振込等の方法でお支払いいただきます。なお、JCBデビットカードを利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日から起算して2営業日までに口座振替の方法でお支払いいただき、口座振替日が取消料に関するJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用した旅行契約のお客様の取消料は、取消日から起算して2営業日までにチャージ残高の減算の方法でお支払いいただき、チャージ残高の減算日が取消料に関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	7.40日目にあたる日以降 31日目にあたる日までの解除	ピーク時に旅行を開始する場合：旅行代金の10% ピーク時以外に旅行を開始する場合：無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1.30日目にあたる日以降 3日目にあたる日までの解除	旅行代金の 20%
ウ.旅行開始日の前々日および前日の解除		旅行代金の 30%
エ.旅行開始日当日の解除		旅行代金の 50%
オ.旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

●ピーク時：12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。
※特定交通機関を利用する場合の取消料は、別途募集広告パンフレットに明示した取消料が適用となります。

- ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 第12項に基づき当社によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項(3)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、募集広告パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取り消しになるときは、所定の取消料が必要となります。
- ④お客様の都合による出発日の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。
- ⑤当社の責任とらなない他渡航手続上の事由に基づきお取り消しになる場合も、所定の取消料を申し受けます。

(2)当社の解除権

- ①第3項(1)または(2)④・⑥の場合のお客様が第6項の規定する旅行代金をJCBクレジットカードまたはJCBデビットカード・JCBプリペイドカードの会員規約による理由でお支払いいただけない時点で、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。ただし、該当する旅行代金を当社が指定する旅行開始前の期日までに支払うことをお客様が承諾された場合は、旅行契約は継続されます。この場合は違約料は必要ありません。
- ②第3項(2)②または(2)③の場合のお客様が第6項の規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ③次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した年令・性別・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合はピーク時に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。
 - スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、募集広告パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(ただし十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)③によります)

17. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

- ①お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により募集広告パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③前②の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった該当部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、またはこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

- ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他のお客様に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 上記dの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
- ②解除の効果および払い戻し

本項(2)①に記載した事由で当社が旅行契約を解除する場合は、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目ですでに支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いましたまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

 - 本項(2)①のa.、d.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
 - 当社が本項(2)①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

18. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」または「第16項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、旅行開始前の減額または解除によりお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、解除の翌日から起算して7日以内に、払い戻すべき額を通知します。また、「第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」または「第17項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、旅行開始後の減額または解除によりお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、募集広告パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻すべき額を通知します。
- ①第3項(1)のJCBクレジットカードを利用した旅行契約のお客様は、「第13項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」は、ご旅行の出発日がJCBクレジットカードのご利用日となり、旅行代金より払い戻すべき金額を減額した代金を、口座振替の方法でお支払いいただきます。
- ②第3項(1)のJCBクレジットカードを利用した旅行契約のお客様は、「第16項または第17項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」は、ご旅行の出発日がJCBクレジットカードのご利用日となり、取消料または違約料を口座振替の方法でお支払いいただきます。取消料または違約料が必要な場合は、カードのご利用がなかったこととなります。
- ③第3項(2)のJCBクレジットカード以外を利用した旅行契約のお客様は、当社が指定する期日までに口座振込の方法で払い戻します。なお、JCBデビットカードを利用した旅行契約のお客様は、原則として解除日から起算して2営業日までには口座振替の方法で払い戻し、口座振替日が払い戻しに関するJCBデビットカードのご利用日となります。また、JCBプリペイドカードを利用した旅行契約のお客様は、原則として解除日から起算して2営業日まででチャージ残高へのご返金の方法で払い戻し、チャージ残高へのご返金日が払い戻しに関するJCBプリペイドカードのご利用日となります。
- (2)本項(1)の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)クーポン券類の引き渡し後の払い戻しについては、お渡したクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

19. 添乗員

- (1)**添乗員同行**表示コースには、募集広告パンフレットに明示した区間に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8:00AM～8:00PMまでとします。
- (2)**現地係員案内**表示コースには、添乗員は同行いたしません。が、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (3)現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

20. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が次に明示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

21. 特別補償

- (1)当社は第20項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償程程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2,500万円)・後遺障害補償金(2,500万円を上限)・入院見舞金(4万円～40万円)および通院見舞金(2万円～10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。
- (2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日(以下「無手配日」といいます)については、そのむねパンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に基づき補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

22. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地においてすみやかにそのむねを添乗員、幹旋員、現地ガイド(係員)、当該旅行サービス提供機関または当社に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないとします。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う費用はお客様のご負担となります。

23. オプションルツアーまたは情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションルツアー」といいます)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションルツアーは、パンフレット等で「企画会社:当社」と明示します。
- (2)オプションルツアーの運行事業者が当社以外であるむねをパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションルツアー参加中にお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います(ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、そのむねパンフレットまたは確定書面にて記載した場合を除きます)。また、当該オプションルツアーの運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めによります。
- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、そのむねを明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規程を適用します(ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、そのむねパンフレットまたは確定書面にて記載した場合を除きます)が、それ以外の責任を負いません。

24. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ.戦乱

ウ.暴動

エ.官公署の命令

オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ.旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - 第16項及び第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - 募集広告パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けるこ

- とができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひと様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります

	変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます) その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りませ)	1.0%	2.0%
④募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧募集広告パンフレットまたは確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレットまたは確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:募集広告パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2:⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
注3:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4:④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5:③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
注6:④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。
注7:④運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

25. 海外危険情報について

渡航先によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/」等でご確認ください。

26. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/等」でご確認ください。

27. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

28. 個人情報の取り扱い

- (1)当社は、旅行申し込みの際にお申しいただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社の営業案内②アンケートのお願い③特典サービスの提供④マーケティング活動・統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続等に必要な範囲内で、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供を希望される場合は、お申し込み窓口に出発前までにお申し出ください。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

30. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税戻戻がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に到着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (5)日本国内の空港等から、本項(4)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (6)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第20項(1)および第24項(1)の責任を負いません。
- (7)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたものとし、また、当該変更部分に係る旅程保証責任・特別補償責任は免費となりますので、ご了承ください。

<p>株式会社 JCBトラベル</p> <p>観光庁長官登録旅行業第1822号 (社)日本旅行業協会正会員</p> <p>本 社 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 〒171-0033 総合旅行業務取扱管理者：鈴木 俊行</p> <p>大阪支店 大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU BUILD 〒540-0031 総合旅行業務取扱管理者：広瀬 直子</p>

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この契約に関して、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記管理者にご質問ください。